



マイナンバーカードで 申請などが便利になります



7月からマイナンバー制度の情報連携が全国一斉に開始されました。これは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)」に基づき、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間で情報の照会および提供をすることで、市民の皆さんが市役所などでの各種事務手続きで提出する必要のあった書類を省略できるようにする仕組みです。

くわしくは マイナンバー制度について 総務課 行政改革係 ☎21-5130
マイナンバーカードについて 市民課 市民係 ☎21-5111

マイナポータルとは

マイナポータルは、マイナンバーカードを活用して利用できるオンラインサービスのことで、平成29年中に本格運用する予定です。

マイナポータルでは、子育てや福祉などの行政手続きや、行政からのお知らせを受け取ることができるようになります。なお、パソコンでのご利用には、マイナンバーカードとICカードリーダーライター(専用の読み取り機器)の準備が必要です。

マイナポータルの主な機能は次のとおりです。

○自己情報表示

行政機関などが保有する自分の税情報などを検索して確認することができます。

○情報提供等記録表示

マイナンバー利用事務で手続きに必要な税情報など、行政機関同士が情報連携した履歴を確認することができます。

○お知らせ機能

市から配信されるお知らせを受信することができます。

○サービス検索・電子申請機能

子育てに関する手続きなどのサービスの検索やオンライン申請(子育てワンストップサービスなど)ができます。

子育てワンストップサービスとは

ライフイベントの中でも特に、妊娠、出産、育児などでの負担軽減が必要となつていきます。そのため、児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健の申請などについて、マイナポータルを通じて、オンラインで手続などを行うことが可能となる電子申請などは下表のとおりです。

もっと簡単、もっと便利に!

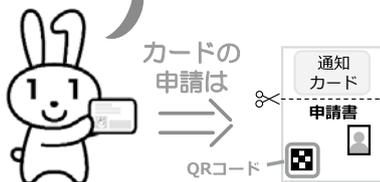
マイナンバーカードを使えば、市役所や行政センター、地区センター、出張所に行かなくても、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑証明などを取得することができます。

表：子育てワンストップサービス対象の手続きなど(予定)

制度	手続き	担当課
児童手当	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当の受給資格および児童手当の額についての認定の請求 児童手当の額の改定の請求および届出 氏名変更/住所変更などの届出 受給事由消滅の届出 未支払の児童手当の請求 児童手当に係る寄附の申出/寄附変更などの届出 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出/徴収等の変更等の申出 児童手当の現況届(平成30年6月~予定) 	子育て支援課 ☎21-5101
保 育	<ul style="list-style-type: none"> 支給認定申請書 保育施設等利用申込書 保育施設などの現況届 	
ひとり親支援	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当の現況届の事前送信(平成30年7月~予定) 	
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠の届出 事前アンケート 	健康課 ☎21-2756

※国のスケジュールなどにより、実施時期が遅れる場合があります

サービスのご利用には
“マイナンバーカード”
が必要です。申請はお早めに!



<郵送で>



<パソコンで>



<スマホで>



<証明写真機で>*



*機器の対応をご確認ください。

※平成27年10月5日以降に住所・氏名に変更があった方は、窓口で申請をお願いします